

# 令和7年大和市農業委員会第10回総会議事録

令和7年10月24日（金）午前10時開会  
大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員	10番 萩窪 登 委員
2番 大沼 茂樹 委員	11番 池田 俊一郎 委員
3番 真壁 浩二 委員	12番 木村 賢一 委員
4番 遠藤 一直 委員	13番 古谷田 和子 委員
6番 渡邊 みどり 委員	14番 保田 雄一 委員
7番 富澤 克司 委員	15番 長谷川 慶太郎 委員
8番 田邊 義之 委員	16番 関水 好美 委員

## 2. 本日の欠席委員

なし

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	佐藤 祐介
次長	石井 一郎
主査	富田 規裕
主査	近田 拓朗

## 4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出  
について

日程第5 議案第27号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

日程第6 報告第28号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

議案第27号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

議案第28号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 14 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 7 年 10 月大和市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1 、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、11 番、池田俊一郎委員、12 番、木村賢一委員を指名いたします。

○議長 日程第 2 、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

10 月 3 日、大和市戦没者追悼式が行われ、眞壁会長が出席されました。

10 月 4 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会のさつまいも栽培体験教室が開催され、眞壁会長、遠藤職務代理が出席されました。

10 月 17 日、大和市経営生産対策推進会議が開催され、眞壁会長、田邊委員が出席されました。

10 月 23 日、関東ブロック女性農業委員等研修会及びかながわ農業委員会女性協議会現地交流会が千葉県千葉市で開催され、渡邊委員が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 10 月 4 日、さつまいも栽培体験教室に眞壁会長とともに出席させていただきました。5 月 17 日の植え付けと 8 月 2 日のつる返しという作業を経て、10 月 4 日については収穫作業を行いました。今回も 100 名を超える参加者の中、心配された天気ですが、雨はどうにか降らずにもったという状況で、子どもを含めて収穫体験を非常に楽しくさせていただきました。

全体として、今年は天気の悪い日が多く、畑の所有者やコミセンにもいろいろとご迷惑がかかった部分もありましたが、親子の親睦や農業への理解を深める

という意味では、とてもいい事業だと思いますので、次年度も実施する方向で検討をされているということを聞いております。

私からは以上です。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から 10月17日の大和市経営生産対策推進会議について、田邊委員とともに出席をさせていただきました。農業経営改善計画認定の申請が2件と青年等就農計画認定の申請が2件あります、委員皆さんから承認をいただきまして、認定となっております。

私からは以上でございます。

それでは、本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第31号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第4、報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明いたします。

報告第31号については議案書1ページの1件が、報告第32号については議案書2ページの4件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 議案書1ページ、資料3ページの件ですが、この敷地は南側と北側に接道があります。南側の道路は特に狭いのですが、北側の道路を使用して共同住宅として利用していくような形になるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 敷地の接道は南側と北側の両方になりますが、共同住宅の駐車場が北側に設

置される予定ですので、車両の出入りは北側からということになると想っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 南側の接道も利用されることはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 南側の接道をどのように利用するのかというところまでは把握しております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、議案書2ページ、資料4ページの2番と3番について、まとめてお伺いしたいのですが、これは多分一体的に見たほうが良いのではないかと思います。譲渡人と譲受人それぞれの名義等を見ますと、大和市にお住まいの個人の方は、おそらく北側に所有地があるようなので、2番で譲受人としての所有権を残しているのはわかるのですが、市外にお住まいの個人の方も2番で譲受人としての所有権を残していますが、これは何か事情があるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 市外にお住いの個人の方が2番の所有権を引き続き持つことの事情までは聞いておりません。ただ、大和市にお住まいの個人の方と市外にお住いの個人の方はご親族になりますので、何かしらの権利を残しておきたいという考え方と思われます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 わかりました。

○議長 ほか、ございますでしょうか。  
よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、議案第27号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第27号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを説明いたします。

令和7年10月9日付で、同法及び同法施行令に基づき諮詢を受けています。

議案書は3ページ、資料は6、7ページをごらんください。新規の承認申請です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。全35区画で、1区画の面積は全て20m<sup>2</sup>です。地元の田邊委員と事務局で令和7年10月8日に現地等の状況を調査しました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

田邊委員、お願いします。

○田邊委員 本件につきまして、10月8日に事務局と現地確認を行いました。現状、農地は適正に管理されており、大和市の市民農園として貸し付けることに関して問題ないと思われます。

私からは以上です。

○議長 委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 今回、市民農園ということですが、対象はどの程度のところまでの方をイメージされているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 市内中部地区の市民農園につきましては、令和7年2月に深見西地区にあった市民農園が1カ所閉園となっております。そちらの代替ということで、利用者につきましては、閉園となった市民農園を使っていた方や新たに開設する市民農園の周辺地域の方を想定しております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 この市民農園を利用される方たちは、通作に関して、主に自転車を利用されてくるというイメージで良いのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 通作については、徒歩または自転車を想定しております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 耕作するに当たって、さまざまな道具があると思いますが、そういった道具は、各自それぞれ自転車に積んで、その都度持ってきて利用するのか、もしくは、何か管理小屋みたいなものがあって、一括で道具を管理するのか、どういった形なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 管理小屋などは設けないため、都度、各自で持ってきてもらう形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございました。

○議長 ほか。木村委員。

○木村委員 今の説明で今年2月に市内中部地区で閉園になったところがあり、その代替ということですが、それで、今回の契約期間が3年3ヶ月となっています。これは、市内のほかの市民農園にならった期間なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 市が開設している市民農園の契約期間は概ね3年間という形が多く、今回は年度末までの期間に合わせ3年3ヶ月の契約期間になっております。

○議長 木村委員。

○木村委員 あと1点、確認ですけれども、今回の市民農園は2月に閉園した市民農園の代替で、市内の中北部地区に市民農園が少なくなり、近くの場所に開設したことでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 閉園した市民農園は深見西地区で、位置としては今回の市民農園のもう少し東側になりますが、ほぼ区画数も同じであり、閉園した市民農園の代替ということで今回の市民農園は開設になったと聞いております。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。市民農園の設置については、ぜひこの場所にという希望があると聞いています。ただ、地区によって、特に南部地区では、たしか2年ぐらい前に2ヵ所の市民農園が、利用度が非常に低いということで閉園になっています。たしか、宮久保地区と下和田地区にあった市民農園だったと記憶しています。設置を希望する方はいるけれども、なかなか利用者がいないという地区もありますので、市民農園を設置するに当たっては、1から2年ぐらいで閉園とならないよう、気をつけていただきたいと思います。以上です。

○議長 ほか、ございますでしょうか。池田委員。

○池田委員 今回の市民農園は大和市が設置するのですが、利用者に対する適切な指導とか研修というものは行われるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 市が設置している市民農園につきましては、利用者に対して栽培講習会を年1から2回開催しています。そこで一般的な栽培のやり方など、詳しいものではありませんけれども、周知していると聞いています。

○議長 池田委員。

○池田委員 市民農園ごとに、例えば、会長がいたり、班が編成されていたりと、農業に詳しい方がいて、農業経験のない方に教えてあげられる環境のようなものは整っているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 市が設置している市民農園につきましては、市民農園ごとに一般的な栽培方法などを教えていただける運営委員という方が定められています。市の市民農園全体としては、各市民農園の運営委員の中から会長や副会長が選出され、統一した教え方などをしていると聞いております。

○議長 池田委員。

○池田委員 今回の市民農園も同じようにされているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の市民農園を利用される方は、これから募集をすると聞いておりますので、利用者が決まりましたら、その中から運営委員の方を選出すると聞いてお

ります。

○議長 ほかいかがでしようか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第27号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について採決いたします。

議案第27号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第27号は、承認することに決定しました。

○議長 日程第6、議案第28号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第28号についてご説明いたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を、市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

今回の一定の要件とは、申請都市農地において生産された農産物等を主として市内で販売することです。生産された農作物等をスーパー・タ・ヤケ市で販売する事業計画となっております。

それでは、ご説明いたします。

大和市長から、令和7年10月9日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は4ページ、資料は8、9ページになります。新規の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は491m<sup>2</sup>です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は議案書記載のとおりです。令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間、使用貸借による権利を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,150.84m<sup>2</sup>を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名で農業経営を行っております。

令和7年10月7日に、地元の長谷川委員と事務局とで貸人のご家族と借人立ち会いのもと現地等の状況を調査しました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 本件については、10月7日に私と事務局で貸人のご家族と借人にお会いし、現地を確認しました。現地は管理されておりました。借人に関しては、以前より借りている別のところでの肥培管理、栽培等もしっかりとされている状況ですので、今回の件については問題ないと思われます。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。木村委員。

○木村委員 露地野菜を栽培されるということですが、契約期間が3年間となっています。こちらは新規ということですが、当事者間の合意があれば1年間ではなく、3年間といった期間を設定して問題ないということで良いのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 今回の契約期間につきましては、貸人が若い農家の方に貸したいというご意向があり、借人も、ほかの農地で耕作を行っている実績もございましたので、貸人と借人とでお互い話し合って、合意の上で3年間という契約になったものです。

○議長 木村委員。

○木村委員 新規ではありますが3年間、あるいは場合によっては5年間など、それは、貸人と借人がお互いに話をして決めてよいということでおろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今回、新規ということですが、借人については、ほかの農地で既に耕作をされている方です。実績としてはあるということで、今回の場所としては初回ですけれども、3年間という期間を設定することができると考えています。

通常、新規で1年間にする場合については、例えば、新規就農されて、初めて大和市で農地を借りる方など、初めて農業をされるという方については、いきなり長期間ではなくて、1年間という期間を最初に設定させていただいています。

○議長 木村委員、よろしいですか。

○木村委員 わかりました。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 借人から今回の地域周辺で農地がないかというご相談がありました。今回、借りる農地の北側、車で3、4分ぐらいの場所でも農地を借りられていて、そこでしっかり耕作されていることを確認しておりますので、間違いなく大丈夫な方ということで、3年間の設定でも私は問題ないと思います。

以上です。

○議長 ほか、いかがでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 今回設定している周辺の状況、南側と北側の状況を教えていただきたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 南側と北側の状況ですが、ともに整地されており、今は建物等、何もない状況となっております。ただし、今後、建物等が建つ可能性はあると考えています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 借人については、長谷川委員もおっしゃったように実績のある方だということは認識しています。ただ、北部地域で何ヵ所か畑を借りて、現状経営されているようですけれども、畑が点在していると、経営上、想定していないことも起こる可能性があります。借人と貸人の合意でこういったことになるかと思いますが、できるだけ土地については集約化して、管理しやすいように斡旋するのも1つのあり方かと思います。個人経営で農業補助者もいないような現状

で、経営面積は6,000m<sup>2</sup>を超えていて、もう少し丁寧に農業経営をサポートするようなことがあったほうがよろしいのではないかと感じています。

意見として受けとめていただきたいと思います。

○議長 そのほか、いかがでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の契約期間中に、もし貸人がお亡くなりになった場合、契約で定められた期間まで借人としては借りることができますか。

例えば、契約が3年間で、2年間終わった時に貸人が亡くなつて、残り1年間、契約が生きるのか、または強制的に切れるのかという話なのですが。

○議長 暫時休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長 再開します。

事務局。

○事務局 都市農地の貸借の円滑化に関する法律だからということではありませんが、契約が賃貸借か使用貸借かで変わると考えています。賃貸借の場合は、貸人に相続が発生しても、借人に相続が発生しても契約は継続され、使用貸借の場合は、借人が亡くなられ、相続が発生した場合はそこで契約は終わりになりますが、貸人に相続が発生した場合は継続になると考えています。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 どうもありがとうございます。借人は、今まで幾つかの農地を借りていると思いますが、基本的に全て生産緑地の農地を借りていらっしゃいます。貸人には結構高齢の方がいらっしゃる中で、以前、借人からは、相続が起きた場合の農地の返還リスクがあつても、効率を考えて近場で農地を借りたいという話があつたかと思います。借人は30歳代と若く、今後、事業基盤も強固にしたいと考えていると思いますので、近場の生産緑地だけではなく、少し効率は落ちるかもしれません、市街化調整区域の農地を借りるようなことも視野に入れていただければと思います。1つの意見として、お伝えしていただければと思います。

以上です。

○議長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第28号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

本件について諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了しました。

よって、令和7年10月大和市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会